

2019年11月1日  
在パナマ日本国大使館

## 草の根・人間の安全保障無償資金協力（外部委嘱員募集）

在パナマ日本国大使館では下記のとおり「草の根・人間の安全保障無償協力」の業務補助をしていただく外部委嘱員を募集しています。

### 記

#### 1 業務内容

外部委嘱員は、大使館との委嘱契約に基づき、パナマにおける「草の根・人間の安全保障無償資金協力」の案件形成、案件の進捗管理及び案件実施後のフォローアップに関わる業務を行います。具体的な業務は以下のとおりです。

- (1) ニーズ調査及び案件申請の受付
- (2) 申請内容の検討
- (3) 採択案件に係る契約署名式のアレンジ
- (4) 案件実施中の進捗管理
- (5) 案件完了時の引渡式のアレンジ
- (6) 最終報告書の受領
- (7) (1)～(6)における被供与団体との調整、関連情報の収集及びパナマ国内出張

#### 2 勤務地

在パナマ日本国大使館（パナマ共和国パナマ市内）

#### 3 委嘱期間

2020年4月1日～2021年3月31日

なお、委嘱契約は年度毎に行いますので、一義的には上記のとおりとなりますが、双方の合意に基づき、最長通算3年間まで延長することが可能です。

#### 4 応募条件等

- (1) 日本国籍を有する方
- (2) 開発協力業務に関心のある方
- (3) 語学力：日本語及びスペイン語の能力（文書作成及び会議等の会話において十分な能力）を有する方
- (4) 必要な技能：上記業務に必要なコミュニケーション能力、調整能力、事務処理能力（ワード、エクセルその他基本的なパソコン操作）を有すること。また、国際協力を携わった経験があれば望ましい。
- (5) 青年海外協力隊経験：不問
- (6) 年齢：不問

(7) 募集人数：1名

## 5 待遇

- (1) 謝金：外務省外部委嘱員制度の規定により支給
- (2) 住居費：限度額の範囲内で実費支給
- (3) 旅券：一般旅券
- (4) 渡航費：日本又は第三国から当地に赴く場合、外部委嘱員制度の規定に沿って、地方都市から当地までの渡航費用（往路及び復路分航空賃（ディスカウント・エコノミークラス最短距離）、空港使用料、支度料、予防接種料、査証取得料、移転料）を支給。
- (5) 外部委嘱員契約は雇用契約ではなく、業務の委嘱契約であるため、通常の雇用契約に含まれる各種の待遇はありません。また、各種保険等にはご自身で加入していただく必要があります。

## 6 応募方法

- (1) 履歴書（形式自由。顔写真添付。職歴、日本語及び西語のレベル、海外在住経験及び志望理由等を明記）、最終学歴・語学力を証明できるもの（写し可）を担当者宛てにEメールにて送付して下さい。
- (2) 応募期間：2020年1月17日（金）まで

※ご提出いただく個人情報は、採用選考の目的の範囲内で利用します。なお、応募書類は返却しませんので予めご了承下さい。

## 7 選考方法

- (1) 一次選考（書類審査）を行い、二次選考（電話等による面接試験）対象者に対して1月31日（金）までに二次選考の案内を送付します。  
なお、二次選考対象とならなかった方には案内はございませんので、予めご了承下さい。
- (2) 二次選考は、2月初旬に実施する予定です。
- (3) 一次選考及び二次選考の結果を総合的に評価し、二次選考対象者に対して2月中旬を目処に最終結果を通知します。

## 8 問合せ先・履歴書提出先

在パナマ日本国大使館 経済協力担当 河内 昭徳

電話番号：(+507) 263-6155

E-mail：[akinori.kawauchi@mofa.go.jp](mailto:akinori.kawauchi@mofa.go.jp)

以上